

令和 5 年度

東山墓園

一般墓所使用申込みのご案内

【申込み資格】(※詳しくは 10 ページをご覧ください)

- ①令和 5 年6月 28 日以前から継続して、名張市に住民登録している方。
- ②東山墓園一般墓所の使用許可を得ていない世帯の方。

①、②の条件を満たし、次のいずれかに該当する場合とします。

A 遺骨を所持している、または他墓所から改葬が必要な方。
(令和 6 年中に墓碑等を建立し、遺骨等を埋蔵することが条件です。)

B 11 月 10 日(金)時点で満50歳以上の方。

※応募多数の場合は、**A** 遺骨を所持している、または他墓所から改葬が必要な方が優先です。

名張市 地域環境部 環境対策室

東 山 墓 園

東山墓園は、豊かな緑に恵まれ、四季折々の自然を楽しんでいただける墓地公園です。

今回は 55 区画について、遺骨を所持している方、改葬が必要な方及び現在50歳以上の方を対象に募集を行います。

一般墓所の貸付けをご希望の方は、この「申込みのご案内」をご覧ください、現地をご確認のうえ、お申込みください。

《使用者募集等の日程》

申込みのご案内配布期間	令和5年9月25日(月) ~ 11月10日(金)
	市役所 4階 環境対策室(3番窓口)

申込受付期間	令和5年9月28日(木) ~ 11月10日(金)
	※土日祝日を除く(郵送の場合は11/10必着)

10 ページ

抽選会・選定会	令和5年12月3日(日)
---------	--------------

14 ページ

使用料・管理料 納入期限	令和6年1月4日(木)
--------------	-------------

16 ページ

貸付墓所及び使用料等

今回は、3㎡が 25 区画、4㎡が 20 区画、6㎡が 10 区画、全 55 区画について使用者を募集します。

(金額:円)

面積	区画数	永代使用料	永代管理料	合計
3㎡	標準地	19	360,000	510,000
	角地	6	396,000	546,000
4㎡	標準地	17	480,000	680,000
	角地	3	528,000	728,000
6㎡	標準地	8	720,000	1,020,000
	角地	2	792,000	1,092,000

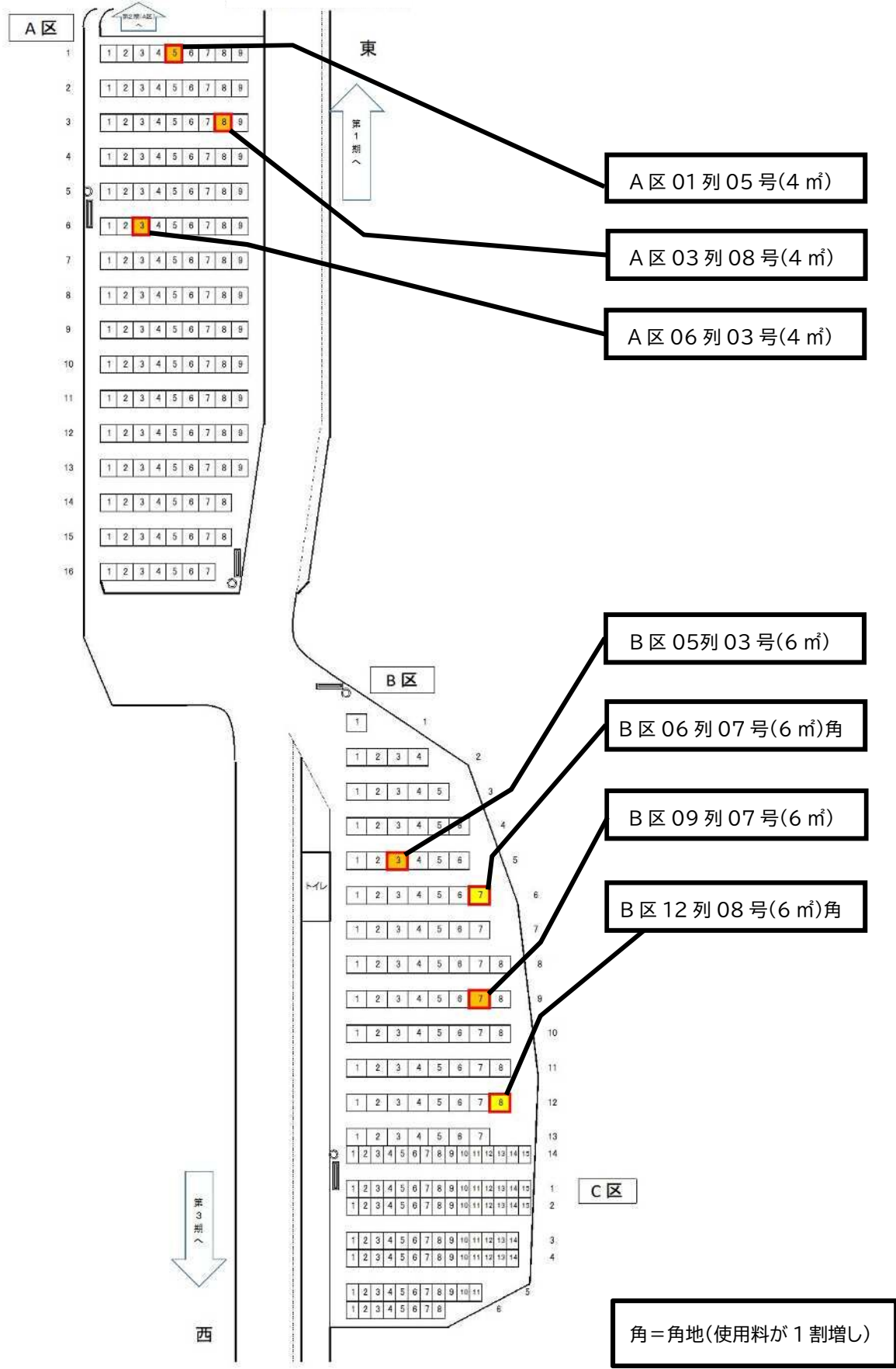
※墓石等の設置に際しては使用者の負担により、地固め、根切りなどの整地工事が必要になる場合があります。また、区画により間口、奥行が少し異なる場合がありますが、現状での貸付けとなりますので、必ず現地をご確認ください。



第1期貸付一般墓所位置図

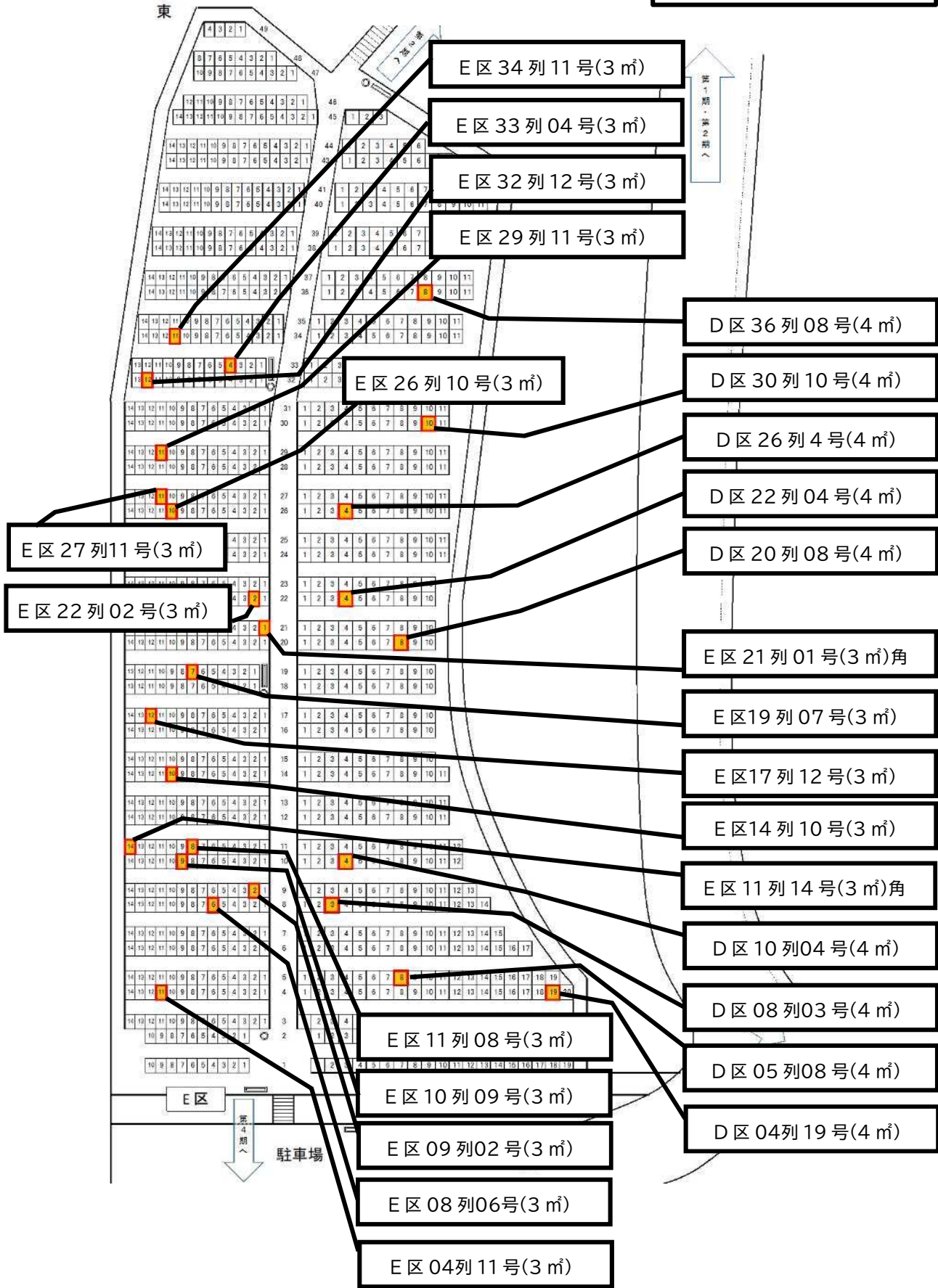


第2期貸付一般墓所位置図

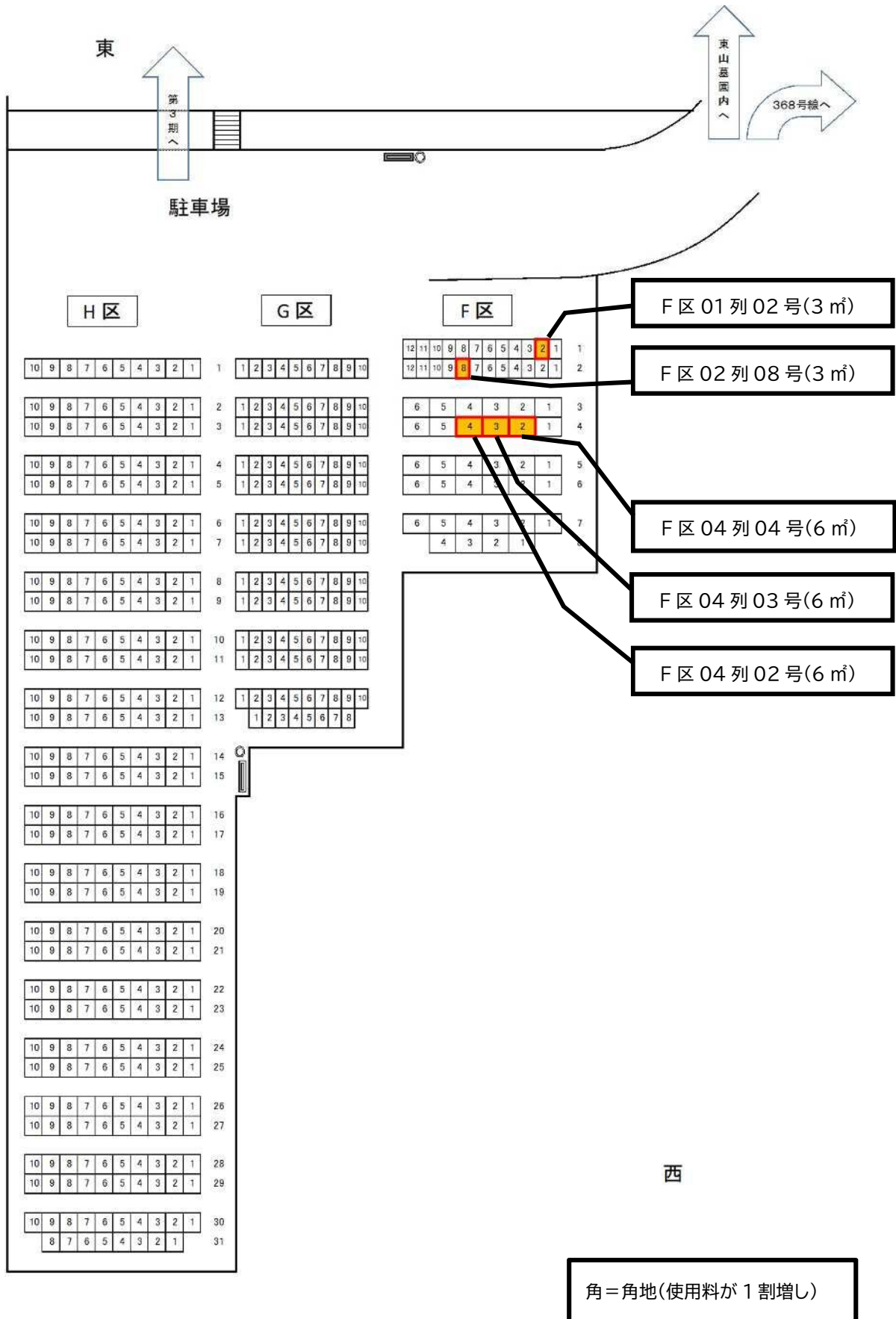


第3期貸付一般墓所位置図

角=角地(使用料が1割増し)



第4期貸付一般墓所位置図

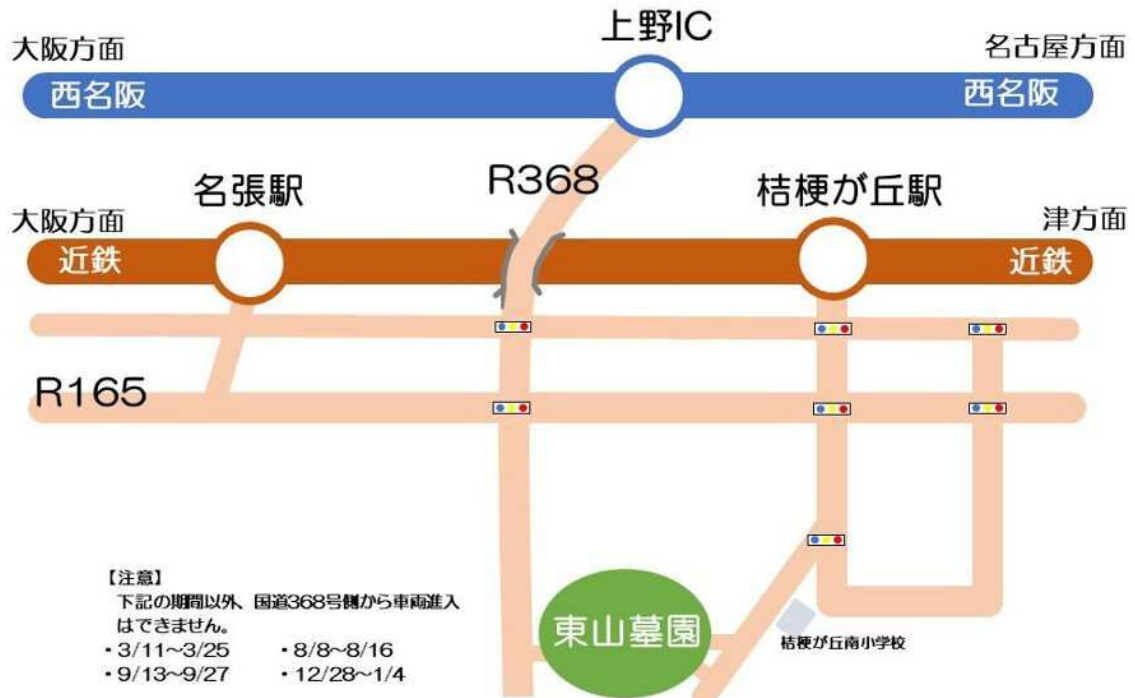


第5期貸付一般墓所位置図



角＝角地(使用料が1割増し)

東山墓園案内図



使用申込みから一般墓所貸付けについて

<申込資格>

- ① 令和5年6月28日以前から継続して、名張市に住民登録している方。
- ② 東山墓園一般墓所の使用許可を受けていない世帯の方。

①、②の条件を満たし、次のいずれかに該当する場合とします。

A

遺骨を所持している、または他墓所から改葬が必要な方。
(令和6年中に墓碑等を建立し、遺骨等を埋蔵することが条件です)

B

11月10日(金)時点で満50歳以上の方。

※応募多数の場合は、**A** 遺骨を所持している、または他墓所から改葬が必要な方が優先です。

<申込方法>

申込受付期間

令和5年9月28日(木) ~ 11月10日(金) (土日祝日は除く)

受付場所・時間

名張市役所 4階 環境対策室 (8:30~17:15)

宛先

〒518-0492 名張市鴻之台1番町1番地

名張市役所 地域環境部 環境対策室 宛

※郵送の場合は、11月10日(金)必着です。

提出書類

- 1 東山墓園一般墓所使用許可申請書
記入例を参考に、必要事項を記入してください。
※団地やアパートにお住まいの方は、団地・アパート名、棟、室番号等を、また同居や下宿等されている方は、方書きを必ずご記入ください。

- 2 住民票 抄本
本籍記載があり、かつ交付日が令和 5 年 8 月 28 日以降のもの。

- 3 遺骨の証明 ※遺骨所持・改葬希望のみ必要
【遺骨をお持ちの場合】
○死体(胎)火葬済証明書類の写し
火葬後に「死体火葬許可書」へ「火葬済」印を押印した書類が交付されています。
【改葬を希望される場合】
○埋蔵(収蔵)証明書の写し
現在、遺骨が埋蔵(収蔵)されている墓地・納骨堂管理者から証明書の交付を受けてください。

申込み時のご注意

- ・ 申込みは、1 世帯 1 区画です。
- ・ 使用権の譲渡、又は使用墓地の転貸はできませんので、必ず祭祀を主宰する本人が、申請者として申込みを行ってください。
- ・ 未成年者が申し込む場合：他に祭祀を主宰する人がない場合で未成年後見人との連名により申し込むことができます。
- ・ 次のような場合は、申込みが全て無効となります。
 - (1) 同一人の二重申込み
 - (2) 同一世帯の複数申込み
 - (3) その他上記に類すると認められる申込み
 - (4) 記載事項や証明が事実と異なる等の不正な申込み
- ・ 遺骨を所持しているか、他の墓所から改葬が必要な方で、使用墓所が決定された方は、令和 6 年中に墓碑等を建立し、遺骨等を埋蔵してください。

<申請書記入例>

* 印のところは記入しないでください。

東山墓園一般墓所使用許可申請書

名張市長 宛て

年 月 日

〒 518-■■■■■

住 所 名張市 鴻之台 ■■■番町 ■■■番地
■■■マンション101号

フリガナ ナバリ タロウ

氏 名 名張 太郎

電 話 ■■■-■■■■■

下記のとおりに、名張市東山墓園の設置及び管理に関する条例（昭和53年名張市条例第30号）第5条第1項の規定に基づき、一般墓所を使用したいので申請します。

申請理由	遺骨の改葬	希望区画面積	6 平方メートル
埋 蔵 又 は 改 葬 し よ う と す る 焼 骨 等	氏 名	名張 花子	
	死 亡 年 月 日	■■■年 ■■■月 ■■■日	
	埋 蔵 年 月 日	■■■年 ■■■月 ■■■日	
	死 亡 年 齢	■■■ 歳	申請者 との続柄 祖母
添 付 書 類	申請者の住民票抄本（本籍地の記載のあるもの）		

他の記入例:「遺骨の埋蔵」
又は、「満50歳以上」等

申請者の郵便番号、住所、氏名、ふりがな、電話番号を正確に記入してください。押印は不要です。

注意:団地やアパート等にお住まいの方は、建物名称、棟、部屋番号等を、同居や下宿等されている方は方書きを必ずご記入ください。

「3㎡」「4㎡」「6㎡」の中から希望する面積をご記入ください。

「埋蔵年月日」は申請理由が改葬の方のみご記入ください。

申請者の方からみたご関係をご記入ください。

申請理由が「遺骨の埋蔵」又は「改葬」の場合は住民票以外にも添付書類が必要になります。
P11「提出書類」の項を必ずご確認ください。

*

使用墓所	区 列 号	区 画 面 積	平方メートル	受付印
許可年月日	年 月 日	許可番号		
使用料	円	管 理 料	円	
納入金額	円	完納年月日	年 月 日	

<埋蔵証明記入例>

※この「埋葬(改蔵)証明願」は一例です。
証明を交付する寺院や墓園等で決まった書式があれば、そちらを使用してください。

埋蔵 (収蔵) 証明願

現在、遺骨が埋蔵(収蔵)されている墓地の管理者名をご記入ください。

墓地管理者 〇〇寺院 様

〇〇年 〇月 〇日

<申請者>

申請者の住所、氏名を正確に記入し、押印してください。

住所 名張市鴻之台〇番町〇番地

氏名 名張太郎 印

下記の者(の焼骨)は、〇年 〇月 〇日死亡につき、
平成〇〇年 〇月 〇日 〇〇〇 墓地・納骨堂に埋蔵(収蔵)されている
ことを証明願います。

埋蔵(収蔵)されている方について記入してください。

記

死亡者の住所	名張市鴻之台〇番町〇番地
死亡者の氏名	名張花子
死亡者の性別	男 女

上記のとおり相違ないことを証明する。

墓地管理者が署名押印する欄です。
申請者は記入しないでください。
(申請者が上記必要事項を全て記入した後に、
墓地管理者に証明していただいでください。)

〇〇年 〇月 〇日

墓地管理者 住所 〇〇県〇〇市〇〇〇 ××番地

氏名 〇〇寺院 印

<抽選会及び選定会>

申請書受付終了後、書類審査のうえ、申請者の方に抽選・選定会のご案内と受付番号通知書を郵送いたします。

(令和5年11月28日(火)までに受付番号通知書が届かない場合は、お問い合わせください。)

日時

令和5年12月3日(日)

午前 9時45分～ 受付開始(予定)

午前10時 抽選開始(予定)

※時間は変更になる場合があります。申請受付け後に郵送する抽選・選定会のご案内にて改めてお知らせいたしますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

※抽選開始時刻までに受付を済まされていない場合は、抽選に参加できませんのでご注意ください。

場所

名張市役所 1階 大会議室

持参するもの

受付番号通知書

※代理人が参加する場合は、受付番号通知書下欄の委任状に記入してください。

(代理人が家族の場合であっても委任状が必要です。)

抽選方法及び選定方法

★抽選は面積毎に受付番号順で行います。

(1) 面積毎の応募者数が、その募集区画数を下回る場合。

▶抽選を行い、一般墓所選定の順位を決定します。

(2) 面積毎の応募者数が、その募集区画数を上回る場合のうち、

① 「A 遺骨所持・改葬希望」の応募者とその募集区画数より多い場合。

▶「A 遺骨所持・改葬希望」の応募者のみで抽選を行い、一般墓所選定順位を決定します。

▶「A 遺骨所持・改葬希望」の応募者が優先のため、「B 50歳以上」の応募者は、一般墓所選定の権利を有しません。

※ただし、当日の辞退者等の状況により、選定の可能性があります。

② 「A 遺骨所持・改葬希望」の応募者とその募集区画数より少ない場合。

▶「A 遺骨所持・改葬希望」の応募者は一般墓所選定の権利を有します。

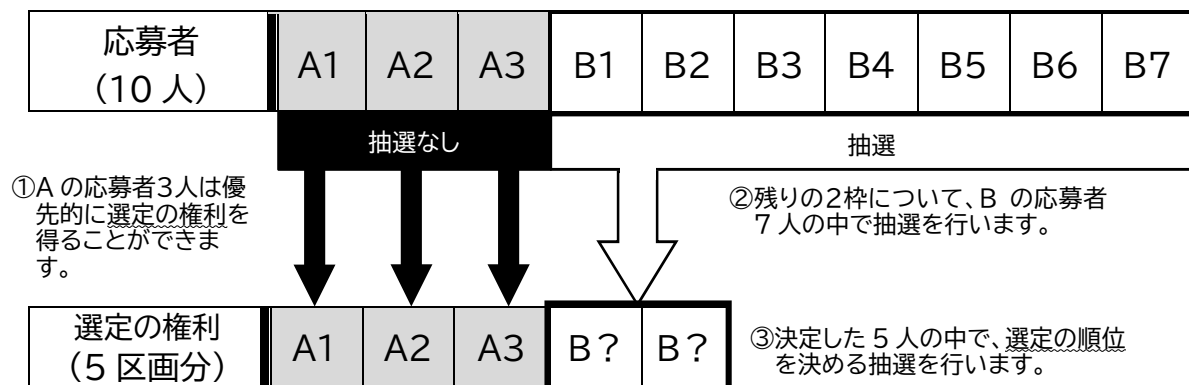
▶募集区画数から「A 遺骨所持・改葬希望」の応募者数を引いた、残りの区画の一般墓所選定の権利について、「B 50歳以上」の応募者で抽選を行い、決定します。

▶一般墓所選定の権利を有するものが確定した後、その全員で抽選を行い、一般墓所選定の順位を決定します。

例 募集区画 5 区画 に対して以下のとおり応募があった場合。

A 遺骨所持・改葬希望の応募者 : 3 人

B 50歳以上の応募者 : 7 人



【注意事項】

- 受付時間内に必ず受付を済ませてください。開始時間になっても受付を済まされていない場合は、抽選に参加できませんのでご注意ください。
- 抽選会及び選定会に、申請者ご本人がお越しになれない場合は、必ず代理人の方の参加をお願いします。ただし、その場合は、委任状(受付番号通知書下欄に記入)が必要です。

- 貸付墓所を、事前にご案内の図面や現地でご確認いただき、当日の選定に支障のないようご協力をお願いします。(選定後、墓所の変更は出来ません)
選定に際し、墓所の確定に時間がかかる時は、選定順位が後になる場合がありますので、ご承知ください。

<使用料等の納入>

使用墓所が決まった方には後日、納入通知書を郵送しますので、使用料及び管理料を令和6年1月4日(木)までに納入してください。

期限までに納入されない場合は、墓所使用を辞退されたものとして取り扱います。

支払いの分割を希望される方

抽選会・選定会の会場にて、「東山墓園一般墓所使用料等延納申請書」により分割払いの申請を行ってください。

納入期日は次のとおりです。

- | | | |
|---------|---------------|------------------|
| 第1回支払期日 | : 令和6年1月4日(木) | (使用料・管理料の1/2の料金) |
| 第2回支払期日 | : 令和6年3月4日(月) | (//) |

<使用許可証の交付>

使用料及び管理料を全額納入いただいた方に、後日「東山墓園一般墓所使用許可証」をお渡しします。この許可証がなければ、墓所の使用はできません。

一般墓所の使用について

<使用許可の取消し>

次に該当した場合は、一般墓所の使用許可を取り消す場合があります。

- 一般墓所を目的以外に使用したとき。
- 一般墓所の使用権を転貸し、又は譲渡したとき。
- 「A 遺骨所持・改葬希望」として応募された方で、所定の期日までに墓碑等を建立し、埋蔵等をされないとき。
- その他、法令・条例に違反したとき。

<使用権の消滅>

次に該当した場合は、一般墓所の使用権は消滅します。

- 使用者が死亡してから10年以内に継承の申出がないとき。
- 使用者が住所不明となって10年を経過したとき。

<一般墓所の使用制限及び設置基準等>

- 一般墓所の使用は1使用者につき1区画です。
- 一般墓所には、焼骨、遺髪、爪等の埋蔵の目的以外の使用はできません。
- 一般墓所使用権の転貸又は譲渡はできません。
- 使用する墓所区画の変更はできません。
- 墓碑、樹木等の設置については制限があります。
(※墓石等の設置に際しては使用者の負担により、地固め、根切りなどの整地工事が必要になる場合があります。)
- 墓碑及びこれに類する施設の高さは、墓参路面から2.3m以内(他の墓地より移転する場合を除く。)
- 墓碑などに建立者名を入れる際、使用者の姓名を記してください。
- 墓所の高さは、墓参路面から0.3m以内です。
- 樹木の高さは、墓参路面から1.3m以内です。
- 囲障施設の高さは、墓参路面から1.0m以内です。
- 囲障施設は各境界線から1cm以上内側に設置してください。

<一般墓所の返還>

使用墓所が不用になったときは、使用者の負担で墓所をもとの状態に戻して返還していただきます。その際、永代使用料については、使用年数に応じ、条例に基づく所定の金額をお返しします。(管理料の返還はありません)

<使用権の承継>

一般墓所の使用権は、相続人に限り承継することができます。

<使用者の管理義務>

使用者は、使用墓所内の工作物、樹木等の転倒その他の危険があるとき、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあるときは、速やかに必要な措置を講じてください。

また、使用者は常に使用墓所の清浄と尊厳維持に努めてください。

<墓園内のごみかごについて>

- ・ 東山墓園に設置しているごみかごは、お供えのお花や、飲み物の空容器に限ってご使用いただけます。
- ・ 食べ物は、空容器であっても匂いにつられた野生動物がごみを荒らす原因になりますので、必ずお持ち帰りください。
- ・ 東山墓園では、骨箱や卒塔婆等の回収及び処分を承っておりません。骨箱、骨袋、さらし布、卒塔婆等は必ずお持ち帰りいただき、お寺などにご相談いただくか、ご家庭で廃棄処理していただきますようお願いいたします。
(分別については、お住まいの自治体の指示に従ってください。)

お問い合わせは

名張市役所 地域環境部 環境対策室

【電話番号】63-7492

【FAX 番号】63-4677

【メールアドレス】kankyo@city.nabari.lg.jp

* お電話でのお問い合わせは、土日・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
にお願いします。